

## 工 事 成 績 採 点 表

(解体関係工事)

工事名		契約金額 (当初) 円					契約金額 (最終) 円					発注課		工種		工事番号		検査番号														
受注者名		契約工期 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日					変更工期 令和 年 月 日					完成年月日 令和 年 月 日																				
考 査 項 目		監督員 職・氏名					主任監督員 職・氏名					検査員 職・氏名 (部分)					検査員 職・氏名 (部分)					検査員 職・氏名 (完成)										
		a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
評価項目	細 別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+5.0	+2.5	0	-5.5	-12.0																										
	II. 配置技術者	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10.0																										
2. 施工状況	I. 施工管理	+6.0	+3.0	0	-5.5	-10.0						+20.0	+15.0	+10.0	+5.0	0	-20.0	-35.0	+20.0	+15.0	+10.0	+5.0	0	-20.0	-35.0	+20.0	+15.0	+10.0	+5.0	0	-20.0	-35.0
	II. 工程管理	+6.0	+3.0	0	-5.5	-10.0						+15.0	+11.0	+7.5	+3.5	0	-15.0	-30.0	+15.0	+11.0	+7.5	+3.5	0	-15.0	-30.0	+15.0	+11.0	+7.5	+3.5	0	-15.0	-30.0
	III. 安全対策	+7.0	+3.5	0	-5.5	-13.0	+15.0	+7.5	0	-7.5	-15.0																					
	IV. 対外関係	+6.0	+3.0	0	-5.5	-10.0	+10.0	+5.0	0	-7.5	-15.0																					
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形																															
	II. 品 質																															
	III. 出来ばえ																															
4. 工事特性	I. 工事特性※2																															
5. 創意工夫	I. 創意工夫※2																															
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点															
評定点 (65±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点															
評 定 点 計		※ 部分検査があった場合 (①点×0.34+②点×0.26+③点×0.2+④点×0.2) = 評定点 (小数第1位を四捨五入) ※但し、③ (部分) が2回以上の場合は平均値 ※ 部分検査がなかった場合 (①点×0.34+②点×0.26+④点×0.4) = 評定点 (小数第1位を四捨五入)																														
6. 法令遵守等 ※3		点																														
合 計 評 定 点 ※4		点 評定点計 ( 点) - 6. 法令遵守等 = 点 (部分検査1回分 点、部分検査2回分 点)																														
所 見 ※5		(監督員)					(主任監督員)					(検査員) (部分)					(検査員) (部分)					(検査員) (完成)										

※1 65点+加減点合計 (1. + 2. + 3. + 4. + 5. + 6. ) とする。 各評定点 (①~④) は小数第1位まで記入する。  
 ※2 4. 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件 (構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等) に対して適切に対応したことを評価する項目である。5. 創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて主任監督員が評価するものとする。  
 ※3 6. 法令遵守等の評価は、各部で定める主任監督員が行うこととし、減点評価のみとする。  
 ※4 評定点合計は、四捨五入により整数とする。  
 ※5 所見欄には、評定結果の概要を記載すること。  
 ※6 各検査項目ごとの採点は、検査項目別運用表によるものとし、監督員、主任監督員の各評価対象項目による。検査員は検査の種別ごとに評価することとし、検査員の評価に先立ち、監督員・主任監督員が記入する。  
 ※7 評定者は、所属の監督体制に応じて評定者を指定することとする。